

寄附金の損金算入に関する明細書

事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名			
公 益 法 人 等 の 場 合						
損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額	25	円		
		同 上 以 外 の み な し 寄 附 金 額	26			
		そ の 他 の 寄 附 金 額	27			
		計 (25) + (26) + (27)	28			
	所 得 金 額 仮 計 (別表四「26の①」)	29				
		寄 附 金 支 出 前 所 得 金 額 (28) + (29) (マイナスの場合は0)	30			
		同 上 の $\frac{20 \text{又は} 50}{100}$ 相 当 額 $\left[\frac{50}{100} \text{相当額が年200万円に満たない場合} \right]$ (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)は、年200万円	31			
	公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 の 公 益 法 人 特 別 限 度 額 (別表十四(二)付表「3」)	32				
	長 期 給 付 事 業 を 行 う 共 済 組 合 等 の 損 金 算 入 限 度 額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33				
	損 金 算 入 限 度 額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は ((31)と(33)のうち多い金額)	34				
指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)			35			
国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額			36			
(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)			37			
損 金 不 算 入 額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37) - (34) - (36)		38			
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (36)		39			
	計 (38) + (39)		40			
に 関 す る 明 細						
番 号		寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額 41 円			
に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細						
在 地		寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 42 円			
特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細						
在 地		特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額 円			

別表十四(二) 令五・四・一以後終了事業年度分